

令和2年（行ウ）第22号 京都・主基田抜穂の儀参列等違憲住民訴訟事件

原告 菱木政晴 外11名

被告 京都府知事

準備書面 1

(本件参列・公金支出の政教分離違反を裏付ける事実関係)

(被告からの求釈明への回答)

2021年4月9日

京都地方裁判所

第3民事部 合議EB6係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 加 島 宏

弁護士 諸 富 健

弁護士 定 岡 由 紀 子

ほか7名

記名捺印欄は次頁

第1 本件参列及び公金支出の政教分離違反を裏付ける事実関係

1 はじめに

訴状記載のとおり、2019年9月27日、「主基田抜穂の儀」に京都府知事、京都府農林水産部長が参列し、同日の給与が府の公金から支出された。

本準備書面では、同儀式が宗教儀式であり、京都府知事の「参列」それ自体が単なる社会儀礼を超えた公人の宗教行為であることを明らかにするため、抜穂の儀及びこれに関連する儀式の詳細、京都府知事が参列することになった経緯を次項以下に述べる。

同儀式が疑いのない宗教儀式であること、その性格、及び同儀式への知事の参列それ自体が持つ強い宗教性については、次回以降でさらに詳細を主張する。

2 京都府が「神意」により主基地方として選定されたこと

天皇の代替わりに伴い、2019年11月14日、15日に大嘗宮の儀が行われることとなった。これに先立ち、同年5月13日、皇居・宮中三殿の神殿前庭にて、大嘗祭で神に供えられる新穀を作る「悠紀地方」「主基地方」を定める儀式（齋田点定の儀）が行われた。現在では新潟、長野、静岡の線で国内を東西に二分し、その三県を含む東側から「悠紀地方」、それより西側から「主基地方」がそれぞれ選定されることとなっている。

第6回大礼委員会で決定された式次第によると、同儀式は以下のように行われた。この式次第は、前回の代替わりに伴う齋田点定の儀（1990年）を基にしたものである（甲33）。

午前8時30分、神殿を装飾する。

みとびら
御扉を開く。この間神楽歌を奏する。

しんせん
神饌を供する。この間神楽歌を奏する。

掌典長が祝詞を奏する。

大礼委員があくしゃ幄舎に着床する。

午前10時、齋田点定の儀がある。

神饌を撤する。この間神楽歌を奏する。

御扉を閉じる。この間神楽歌を奏する。

退出。

この齋田点定の儀は、皇居・宮中三殿の神殿前庭に設けられた「齋舎」内で行われ、非公開とされている。

朝日新聞によると、宮内庁は同儀式について、「火きり具でおこした火に上溝桜の木をくべながら、竹箸で将棋の駒形に加工した甲羅をかざして焼く。熱せられた部分に水をかけ、割れ方で吉凶を判断した」と説明した（甲34）。産経新聞には、「宮中祭祀をつかさどる掌典職らがカメの甲羅を火であぶり、ひび割れの具合から、大嘗祭で供える米を育てる悠紀地方と主基地方を決定する」とある。この占い方法は「亀卜」と呼ばれる（甲35）。東京都神社庁HPでは「亀卜（亀の甲を波々迦木に移した齋火で焚き、その甲の亀裂によって悠紀・主基両地方を卜定する方法）により神意を伺い齋田を決定」という「古来のままの亀卜の法」と説明されている（甲36。下線は原告ら代理人による。甲34～36の原文の読み仮名を原告ら代理人がルビに変更した）。

そして、亀卜によりそれぞれ都道府県が卜定された後、「卜定結果を宮内庁長官が天皇陛下に上奏して御裁可を仰ぎ、悠紀・主基両地方の勅定が下」とある。このようにして「悠紀国」として栃木県、「主基国」として京都府が選ばれ、両府県から、齋田の具体的な場所が決定されることとなった。

齋田点定の儀が行われた当日である2019年5月13日、京都府知事に対し、宮内庁から、京都府が主基地方として定められた旨の連絡があった（甲11）。

同年7月11日、宮内庁長官から京都府知事に対し、農業団体から齋田の推薦を受けるため、農業団体のあっせんを依頼した（甲12）。

同月25日、京都府知事は、宮内庁長官に対し、京都府農業協同組合中央会の連絡先等を回答するとともに、京都府農業協同組合中央会に対し、宮内庁長官に同会をあっせんしたことを伝えた（甲13、14）。

同年9月3日、宮内庁長官から京都府農業協同組合中央会に対し、主基齋田推薦の依頼がなされ(甲15, 16)、同月18日、宮内庁は、大嘗祭で用いる新穀を収穫する「主基田」として、京都府南丹市八木町氷所^{ひどころ}新東畑(大田主は中川久夫、銘柄「キヌヒカリ」)と決定した旨を発表した(甲32の33頁に掲載された新聞記事)。

3 京都府知事の抜穂の儀への参列が要請されたこと

2019年9月20日、宮内庁式部職より京都府農林水産部宛に、主基田抜穂の儀への参列者名簿提出依頼が届いた。依頼のEメールには「依頼とは別に、関係の向きで特に参列を希望する者がある場合には詮議いたしますので、その者の肩書きと氏名を、別途お知らせ願います。」と記載されており、特定の人物については参列を依頼し、その人物以外の参列希望があるか否かを問い合わせる内容となっている(甲17)。また、宮内庁から京都府に送付された「各種調整事項」(甲18)には、儀式に府・県関係者が参列するものとされており、参列予定者として「知事1名、副知事1名」と記載されている。

上記参列者名簿提出依頼に対し、京都府農林水産部は、宮内庁式部職宛てに、「これまでに御依頼のありましたとおり、京都府の総代として、知事西脇隆俊が参列します」と回答した(甲19)。

また、総代以外の参加者としては、京都府農林水産部長沼田行博が参列する旨を回答した(甲20の1)。宮内庁からの依頼は「特に参列を希望する者がある場合には詮議いたしますので、その者の肩書きと氏名を、別途お知らせ願います。」というものであったが(甲17)、沼田農林水産部長の参列に関する決裁文書の件名は「主基齋田抜穂の儀に係る総代以外の参列を希望する向きについて(報告)」と、「を希望する向きに」が抹消されている(甲20の2)。

4 齋田抜穂前一日大祓

(1) 2019年9月27日、大嘗宮の儀で使用される新穀を収穫する齋田抜穂の儀が行われることとなり、その前日である同月26日、抜穂使はじめ関係諸員のお祓いをする行事(齋田抜穂前一日大祓)が行われた。

京都府南丹市八木町氷所による「令和大嘗祭主基齋田の記録」には以下のよう
に記載されている（甲32の13頁）。

ア) 参加者：宮内庁官吏，大田主，奉耕者，大田主家族（妻）

イ) 齋行

午後2時45分 手水の後休^{やすみどころ}所へ

午後2時55分 休所から祓^{はらえど}所へ参進

・神官，大田主妻 ・大田主，奉耕者

午後3時～3時15分

(1) 大札委員が着床する。

(2) 大田主が着床し，奉耕者が所定の位置に着く。

(3) 抜穂使が随員を従えて参進され，着床される。

(4) 抜穂使が随員に祓のことを命ぜられる。

(5) 随員一人が進んで大祓の詞^{ことば}を読む。終わって随員一人が大^{おおぬさ}麻を執って
まず抜穂使を祓い，次に大田主，奉耕者等を祓う。（下線は原告ら代理
人による）

(6) 随員が祓^{はらえつもの}物を執って大河に向かう。

(7) 各退出する。

参加者の衣装は，抜穂使が衣冠^{いかん}，随員が布衣^{ほい}，出仕が雑色^{しゅっし}，大田主が白張黄单^{ぞうしき}，
奉耕者は白張^{はくちょう}である（甲37の2枚目）。

(2) 本準備書面別紙1は実際に行われた齋田抜穂前一日大祓の様子である（甲32
の14頁を抜粋したもの）。

別紙1写真①は，白張黄单を着用した大田主及び白張姿の奉耕者（大田主と一
緒に収穫作業を行う者。甲18参照）10名が，モーニング姿の男性に先導され
る様子である。

同写真②は，モーニング姿の男性に先導される，衣冠姿の抜穂使，及び緑色の
布衣を着用した「随員」4名である。

上記(6)で「随員が祓物を執って大河に向かう。」とされており、写真③および④で緑色の衣装の人物が「祓物」を川に流している様子から、これら緑色衣装の人物が「随員」であることが分かる。これら「随員」がどのような立場であるのか、甲32号証には説明がないが、同日、随員が抜穂使、大田主、奉耕者等のお祓いをしている事実（前頁の下線部分2行）から、随員は神官であることが分かる。

5 主基田抜穂の儀

- (1) 2019年9月27日、京都府南丹市八木町氷所新東畑地内にて、主基田抜穂の儀が行われた。同儀式は、後述のとおり神官が「^{ぼっじよ}祓除」を行うなどする宗教的儀式であるが、京都府知事及び京都府農林水産部長がこの儀式に参列し(甲19, 20)、公金から同日の給与が支給された。

「令和大嘗祭主基斎田の記録」には、以下のように記載されている（甲32の15頁）。

ア) 斎主等

抜穂使：宮内庁掌典 ^{からはしありみち} 唐橋在倫

掌典とは、宮中祭祀を司るものとして内廷費で雇われる職員であり、主催者記録には「宮内庁掌典」と記載されているものの、正確には内廷の職員であって宮内庁職員ではない。

なお、随員らの氏名は甲32号証には記載されていない。

イ) 出席者

大田主 中川久夫

奉耕者 10名

ウ) 参列者

京都府知事および京都府農林水産部長

南丹市長

J A 京都中央会 会長理事 および 代表理事専務

J A 京都 代表理事 理事長 および 代表理事副理事長

大田主の家族（妻）

エ) 齋行

- (1)午前10時，大礼委員が着床する。
- (2)大田主が着床し，奉耕者が所定の位置に着く。
- (3)参列の諸員が着床する。
- (4)抜穂使が随員を従えて参進され，着床される。
- (5)神饌^{しんせん}及び幣物^{へいもつ}を供する。
- (6)抜穂使が祝詞を奏される。
- (7)抜穂の儀

（各自，1株の約半分を根元より20cmでノコギリ鎌で刈り，3人分をまとめ，大田主に渡し，三宝に乗せ，齋殿に戻る）

- (8)幣物^{へいもつ}及び神饌^{しんせん}を撤する。

(8) 各退出する。

なお，甲32号証には記載されていないが，甲38の新聞報道（1面のトップ記事）によると，上記(4)の後に，主基田，^{さいじょう}祭場の^{いなのみでん}神殿，^{しんせんしょ}稲実殿，^{しんせんしょ}神饌所，農具の「祓除」がそれぞれ行なわれ，その後，抜穂使が「^{しんこうのことば}神殿で神降詞を奏上」した。その後，上記(5)，(6)，そして(7)抜穂の儀へと進んでいく。上記(7)抜穂の儀の後，抜穂使，大田主，大礼委員などが^{しんしょうのことば}拝礼し，「神昇詞」が述べられ，その後，神饌及び幣物が撤せられた（上記(8)）。

- (2) 本準備書面別紙2は，主基田抜穂の儀の様子である（甲32の18～19頁を抜粋したもの）。

写真①には，テント内に座る京都府知事が写っている（右端）。

写真②は，随員らが齋田の「祓除」をする様子である。誰が「祓除」を行ったのか，新聞記事からは明確ではないが，写真②では緑色布衣を着用した人物らが「祓除」をしている。

写真③は，随員らが「神饌及び幣物を供する」様子（前項(5)）である。

写真④は、白張黄単姿の大田主（先頭）及び10名の奉耕者らである。

写真⑤は、大田主（一番左）及び10名の奉耕者らが、稲穂を刈り取る様子である（前項(7)）。

写真⑥は、大田主が、刈り取った稲穂を三宝に乗せて斎殿に戻る様子である。

写真⑦は、抜穂使が、刈り取った稲穂を神前に供える様子である。

写真⑧は、出席者、参列者らの記念写真である。被告京都府知事は前列左から4番目（大田主の隣）、京都府農林水産部長沼田行博は後列右端に写っている。

6 まとめ

本書面では、原告らが違憲であると主張している①京都府知事らの「主基田抜穂の儀」への参列及び公金支出、②京都府東京事務所長の「新穀献納の儀」への参列のための公金支出、及び③京都府知事の「大嘗宮の儀」への参列及び公金支出の各行為のうち、①の客観的事実経過を中心に述べた。

被告は、主基田抜穂の儀、新穀献納の儀、大嘗宮の儀への京都府知事らの参列は「天皇の即位に伴う皇室の伝統的儀式に際し、宮内庁からの案内を受け、日本国および日本国民統合の象徴である天皇の即位に祝意、敬意を表する目的で行われたもの」であり、「あくまでも社会的儀礼を尽くすためのもの」であるなどとして、憲法上の政教分離原則に反しないと主張する。

しかしながら、新穀献納の儀及び大嘗宮の儀で用いられる新穀収穫のための主基田抜穂の儀が宗教儀式そのものであることは、本書面で述べたとおり、神の意により「斎田」を占定し、収穫にあたっては神官が儀式を行い、関係者および主基田のお祓いを行うことなどから、疑問の余地なく明らかである。

原告らは、次回提出予定の準備書面2で、京都府東京事務所長が参列した新穀献納の儀、及び京都府知事が参列した大嘗宮の儀の詳細な経過を述べ、その上で主基田抜穂の儀を含むこれら一連の儀式が宗教儀式そのものであることを明らかにする。

そして、次々回以降に提出を予定している準備書面では、京都府知事らの上記各宗教儀式への参列が単なる「社会的儀礼」などと言えるものではなく、それ自体、

憲法で禁止される国及びその機関の「宗教的活動」にあたり、また、各参列に伴う
公金支出が憲法で禁止される「公的財産の使用提供行為」にあたることを明らかに
し、憲法の政教分離規定に違反することを主張する。さらに、天皇の代替わりに伴
って現実に行われた前記一連の儀式の執行は、立憲主義の立場からは、象徴天皇の
行為を「明記された国事行為のみに限定する」憲法に抵触するものであることにも
言及する。

第2 第1回口頭弁論期日における被告からの求釈明への回答

原告らは、本件公金支出にかかる各支出負担行為及び各支出命令を違法な財務会
計行為と主張するものである。

そして、本件公金支出当時京都府知事の地位にあった西脇隆俊が、人事課長及び
総務事務センター長による違法な財務会計行為を阻止すべき指揮監督上の義務に違
反し、故意又は過失により当該違法な財務会計行為を阻止しなかったことから、京
都府が被った損害賠償責任を負う、と主張するものである。

以 上